

東かがわ市子どものための
教育・保育に関する利用者負担額一覧表 **3号認定**

保育所・認定こども園 3歳未満児＜保育標準時間または保育短時間＞

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

月の初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）（単位 円）			
階層区分	定義		0歳児		1、2歳児	
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0		0	
B	A階層を除き、入所日の属する年度において、8月以前に入所の場合は前年度分を9月以降の入所の場合は現年度の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯		0		0
C		課税世帯	所得割の額のない世帯		12,000	
D 1		所得割の額が1円以上 13,000円未満		16,000	15,800	16,000
D 2		所得割の額が13,000円以上 26,000円未満		18,000	17,700	17,000
D 3		所得割の額が26,000円以上 48,600円未満		19,000	18,600	18,000
D 4		所得割の額が48,600円以上 97,000円未満		27,000	26,500	24,000
D 5		所得割の額が97,000円以上 114,000円未満		34,000	33,400	31,000
D 6		所得割の額が114,000円以上 169,000円未満		40,000	39,400	36,000
D 7		所得割の額が169,000円以上 188,000円未満		46,000	45,300	43,000
D 8		所得割の額が188,000円以上 301,000円未満		53,000	52,200	50,000
D 9		所得割の額が301,000円以上		60,000	59,100	54,000

備考

- 1 現に扶養する子が2人以上いる世帯で、保育所若しくは認定こども園に入所若しくは入園又は地域型保育を利用する第2子の子どもの利用者負担額を2分の1とする。
- 2 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、保育所若しくは認定こども園に入所若しくは入園又は地域型保育を利用する第3子以降の子どもの利用者負担額を免除する。
- 3 ひとり親世帯等である場合、基準額表の規定にかかわらず、C階層からD4階層までの区分に該当する場合は、第1子の利用者負担額を2分の1とし、第2子以降の利用者負担額を無料とする。ただし、D3階層に該当する場合の第1子の利用者負担額は、D2階層の利用者負担額の2分の1とし、D4階層に該当する場合の第1子の利用者負担額は、9,000円とする。
- 4 利用者負担額に、10円未満の端数が発生した場合はこれを切り捨てる。

※1・・・ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭（生計を一にする同居の親族がいる場合を除く）、また在宅障害児のいる世帯等をいう。